

## ホームページ「ぶちうま！やまぐち.net」広告取扱規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、やまぐちの農林水産物需要拡大協議会広告実施要領（以下「要領」という。）に基づき、やまぐちの農林水産物需要拡大協議会（以下「協議会」という。）が運営するホームページ「ぶちうま！やまぐち.net」（以下「ホームページ」という。）へのバナー広告の掲載を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

### (広告の対象範囲)

第3条 広告の掲載は、協議会の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつホームページの用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

### (広告掲載の規制業種又は事業者)

第4条 広告掲載を規制する業種又は事業者は、山口県広告掲載基準（以下「広告掲載基準」という。）第3条の例によるものとする。

### (広告の掲載基準及び表示内容)

第5条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの掲載基準及び表示内容は、広告掲載基準第4条及び第5条の例によるものとする。

### (広告の規格)

第6条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 広告を掲載するホームページのURL

<https://www.buchiuma-y.net/>

(2) 広告の掲載位置

ホームページのトップページ上の協議会が指定する位置

(3) 広告の枠数

4枠

(4) 広告の種類

バナー広告

- ・ 大きさ 縦65ピクセル、横220ピクセル
- ・ 形式 GIF（アニメーション不可）
- ・ データ容量 10キロバイト以下
- ・ 画像のALTテキスト 「広告：」で始め、「広告：」を除き全半角問わず30文字以内

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、原則として1月単位とする。ただし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

2 広告の掲載を開始する日(以下「広告掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の初日とし、広告の掲載を終了する日(以下「広告掲載終了日」という。)は原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

(広告の募集方法)

第8条 広告の募集は、ホームページに募集記事を掲載すること等により行うものとする。

(広告掲載の申込み及び広告主の決定)

第9条 ホームページへの広告の掲載を希望する者は、「ホームページ広告掲載申込書」(別記様式1号)により、協議会が指定する日までに、協議会に広告の掲載を申し込むものとする。

2 協議会は前項による申込みがあった場合、第4条に規定する規制業種又は事業者でないことを確認し、確認できたものを広告主候補者(以下「候補者」という。)とするものとする。

3 協議会は、掲載希望期間の長い候補者のうちから受付順に広告主を決定するものとする。

4 協議会は、前項の規定により広告主を決定したときは、応募者にその結果を速やかに通知しなければならないものとする。

(契約の締結)

第10条 協議会は前条第3項の規定により広告主を決定したときは、当該広告主と広告掲載に関する契約(以下「契約」という。)を締結するものとする。

2 協議会は、広告主が前項による契約の締結を行わないときは、前条第3項による決定を取り消すものとする。

(広告原稿の作成)

第11条 広告原稿は、広告主が作成するものとする。

2 前項の規定による広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。

(広告内容等の審査及び修正)

第12条 広告主は、協議会が指定する日までに、協議会に「ホームページ広告掲載承認願」(別記様式2号)に広告原稿を添えて提出するものとする。協議会は、第5条の規定に基づき、提出された広告原稿について広告掲載の可否を決定するものとする。

2 協議会は、前項の決定に基づき、広告主に「ホームページ広告掲載承認通知書」(別記様式3号)又は「ホームページ広告掲載不承認通知書」(別記様式4号)により通知するものとする。

3 協議会は、前項において条件付きで承認した場合は、広告主に対し、期日を定め、当

該広告の全部または一部について修正等を指示するものとする。なお、掲載中の広告についても同様とする。

- 4 広告主は、正当な理由がある場合以外は、前項による修正等に応じなければならないものとする。

#### (広告掲載の方法)

第13条 協議会は、広告を掲載するときは、原則として開始日の前日の午後5時までに行うものとする。

- 2 協議会は、掲載した広告を削除するときは、原則として終了日の午後5時までに行うものとする。

#### (広告掲載の取消し)

第14条 協議会は、要領第8条第1項各号又は次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、直ちに広告の掲載の承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 第4条又は第5条の規定に該当すると認めるとき
- (2) 第12条第3項の規定による広告内容の修正等が行われないうとき
- (3) 第15条に規定する広告料が、指定する期日までに納入されないとき

- 2 要領第8条第1項第5号に規定する申請は、「ホームページ広告掲載取下げ申請書」(別記様式5号)により行うものとする。

- 3 協議会は、第1項の規定により承認の取消しを行ったときは、「ホームページ広告掲載承認取消通知書」(別記様式6号)により当該広告主に通知するものとする。

#### (広告料)

第15条 広告料は、1枠当たり月額5,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

- 2 広告主は、広告料を協議会が指定する期日までに、協議会が指定する金融機関の口座に納入するものとする。

#### (広告料の還付)

第16条 既納の広告料は還付しないものとする。ただし、広告主が広告料を納入後、広告主の責めに帰すべき理由がなく、協議会が掲載すべき広告を掲載しなかった期間が1月当たり1日を超えるとときは、掲載しなかった日数に応じて、広告料について日割り計算により算出した金額を還付するものとし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、当該還付する金額については、利子を付さないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により協議会がホームページの運用を一時停止した場合は、還付しないものとする。ただし、一時停止の期間が1月単位当たり3日を超える場合は、この限りでない。

- (1) 機器等の保守又は工事を行うとき

- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生したとき
- (3) 機器等の設置された建物の計画停電を行うとき
- (4) その他公益上やむを得ないとき

(広告の変更)

第17条 広告主は、契約期間が複数月である場合、その期間内において、当該広告の内容等を月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により変更しようとするときは、第11条及び第12条の規定に準じて行うものとし、変更したい月の初日から起算して21日前までに、協議会に「ホームページ広告掲載内容変更申請書」(別記様式7号)により広告原稿を添えて申請するものとする。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告及び指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならないものとする。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならないものとする。

(協議)

第19条 この規程に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議会と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、協議会が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月20日から施行する。